

清掃一組だより

第 6 号



発行日：平成 17 年 2 月 15 日

発行：東京二十三区清掃一部事務組合

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目三番地 1

富士・国保連ビル

Te l 03-5361-3616

F a x 03-5361-3636

東京二十三区清掃一部事務組合は、

循環型社会の形成を目指しています。

品川区長 大井プラント更新工事現場を視察



完成予想図

完成予想図

昨年 12 月 15 日(水)、時おり小雨が降るなか、最盛期を迎えた大井清掃工場プラント更新工事の建設現場を高橋品川区長が視察されました。

まず、現場事務所内で、リーフレットや完成予想図等を用い、工事担当課長から工場の概要と工事の進捗状況の説明を受けました。区長からは、工場完成後の余熱利用に関する質問がありました。新しい工場では、八潮団

地へ温水を供給するほか、ごみ焼却により発電された電力を平準化するために 23 区内の清掃工場ですべて N A S 電池（電力貯蔵システム）を採用しました。

この日の現場では、約 400 名の作業員が各所で工事に従事していました。視察の安全を確保するため、ヘルメットと安全帯を装着した区長は、構内の安全通路から、8 基の大型クレーンが荷を動かしている様子を眺めながら工事中の建物内に向かいました。1 階で、焼却炉（日量 600t・300t×2 炉）と灰溶融炉（日量 180t・90t×2 炉）の仕上がり状況を確認したのち、作業用のグレーチング階段を 2 階まで上り、工事中の焼却炉内の仮設足場から、朱色の錆止めを施された水管壁、真新しい鉄（くろがね）色の火格子を興味深く見回しておられました。また、灰溶融炉の耐火物取付け作業を中 2 階のマンホールから覗き込みながら、熱心に工事の説明に耳を傾けておられました。

最後に建物の外へ出た区長は、塩害に強いステンレスパイプを多数、外装に採用した煙突での作業を見上げました。煙突は 90mのうち 76mまで上架しており、頂部から 5m下の外装材を取り付けてい



焼却炉内を視察される高橋品川区長(右)

るところでした。この煙突は、日の当たり方や見る角度によって、銀白色に見えたり、内部の筒が透けて見えたり、その姿を絶えず変えます。工場完成後は話題となることでしょう。

大井清掃工場プラント更新工事は、平成 18 年 3 月に完了予定です。最新の清掃工場をつくるために関係者が一体となって作業に取り組んでいるところを、今回、清掃一組の副管理者でもある高橋品川区長が視察されたことは、工事関係者にとっても大いに励みになりました。

プラント更新工事により生まれ変わる新工場は、名称を大井清掃工場から品川清掃工場に変更する予定です。

荒川区長 北清掃工場を視察



北清掃工場

さる 12 月 24 日(金)、荒川区の西川区長が北清掃工場を視察されました。

北清掃工場は、東京メトロ南北線「志茂駅」から徒歩 5 分のところにあります。昭和 43 年に初代工場が操業を開始し、現在稼働している工場は、焼却日量 600 t (1 炉) で、平成 10 年 3 月に竣工した二代目です。

区長は、まず会議室で工場長から、プラントの概要や操業実績・ごみ搬入状況などの説明を受けました。

荒川区の区収集ごみの約 6 割が、北清掃工場で焼却処理されている点に感謝の意を表され、説明の合間には、清掃工場のダイオキシン類の排出防止策や硫黄酸化物・塩化水素・窒素酸化物の排出削減方法などについて多くの質問をされ、説明予定時間を超えるほどでした。中でもごみ発電の説明では、平成 15 年度の売電収入が 1 億 9000 万円余という金額の大きさに大変驚かれました。

次に、作業衣に着替え、ヘルメット・防塵マスクを着用した区長は、屋上部分の過式集じん器上部をはじめとしてボイラ、タービン室、工場の心臓部である「焼却炉」、飛灰処理室及び灰冷却水槽などの工場設備を視察されました。工場長から、各設備の働きや管理するうえでの注意などの説明を受けながら、屋上(7 階相当)から地下 3 階まで、急な階段を昇ったり降りたり、ほとんど徒歩での視察となりました。

会議室に戻られた区長は、煙突のメンテナンスに関する質問や、国会議員時代の海外視察時に見聞された、ドイツのごみ分別事例や排ガス中の炭酸ガス処理の紹介など、環境問題への造詣の深さを示され、対応に当たった一組職員も色々と教えていただき、約 1 時間 40 分にわたる視察を終えられました。



工場設備を視察される西川荒川区長(中央)

三位一体の改革による影響

昨年12月、国の平成17年度予算案の内示に伴い、環境省より予算の概要が発表されました。「三位一体の改革」の対象にあがっていた「廃棄物処理施設整備費補助金」については、平成16年度以前に着工した施設整備事業は平成17年度も引き続き補助金として措置されることとなりました。東京二十三区清掃一部事務組合の平成17年度予算案では、廃棄物処理施設整備費補助金を77億円余計上していますが、対象となる施設整備事業はすべて平成16年度以前に着工した事業であるため、当面の影響はありませんでした。

また、平成17年度以降に着工する施設整備事業については、「循環型社会形成推進交付金制度」が創設され、交付金として支援が行われることとなります。この交付金は、計画対象地域の区市町村（一部事務組合を含む）が、国・都とともに「循環型社会形成推進協議会」を設け、「循環型社会形成推進地域計画」を作成し、その計画が廃棄物処理法の基本方針に適合している場合に交付されるものです。詳細な内容については、さらに情報収集に努めていきます。

個人情報保護条例を改正

清掃一組では、個人情報の保護に関する法律の平成17年4月1日からの全面施行に伴い、個人情報の保護に関する条例の改正について検討してきました。

平成16年11月29日、清掃一組個人情報保護審議会（会長 内山忠明 日本大学教授）から「個人情報保護条例の改正すべき事項について」答申をいただき、これを踏まえた改正条例案が第4回清掃一組議会定例会（平成16年12月27日）において審議の結果議決されました。

改正概要は次のとおりで、平成17年4月1日から施行されます。

1 新設事項

（1）「職員の研修」

個人情報の適正管理を徹底するために、個人情報保護の仕組みを理解した上で職務を行えるよう規定した。

（2）「電子計算組織の結合」

電子計算組織の結合について、組合のイントラネットとL G W A Nとのオンライン結合などを想定し、一定の条件下においてオンライン結合による個人情報の取扱いができるよう規定した。

（3）「裁量的開示」

自己に関する個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個別具体的な事情によっては、請求者本人の権利利益を保護するために開示することが必要な場合があるため、例外的に開示できるよう規定した。

（4）「罰則」

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、職員・受託事務従事者・受託事務法人及び不正請求者に対して、一定の当罰性の高い行為に罰則を規定した。

2 努力規定から義務規定への強化

（1）受託者の責務

「個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という努力規定になっていたが、「必要な措置を講じなければならない」と義務規定にした。

東京二十三区清掃一部事務組合議会報告

平成16年第4回定例会が12月27日(月)に開催されました。主な議事内容は以下のとおりです。

決算認定

| 認定番号 | 件名 | 概要 | 議決結果 |
|------|---------------------------------------|---|------|
| 1 | 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について | 【収入済額】 771億6720万円 【支出済額】 742億4689万円 【差引額】 29億2031万円 | 認定 |

条例

| 議案番号 | 条例名 | 概要 | 議決結果 |
|------|--------------------------------------|--|------|
| 24 | 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 | 【改正点】・電子情報の取扱いの明文化 ・罰則の追加 【施行日】平成17年4月1日 | 可決 |

契約

| 議案番号 | 件名 | 概要 | 契約金額 | 議決結果 |
|------|-------------------------------|--------------------|-----------|------|
| 25 | 新江東清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の締結について | 飛灰貯留・搬出設備の格納棟を建築する | 787,500千円 | 可決 |

詳細は、下記のホームページをご覧ください。

東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ (<http://tokyo23.seisou.or.jp/>)

・子供向け「キッズページ」を作成しました

「清掃工場のしくみ」や「ごみを減らすための工夫」などを掲載しています。

- ・議会定例会会議録
- ・東京23区ごみ処理の流れ
- ・施設案内
清掃工場、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設等
- ・清掃工場個人見学会、清掃工場だより
- ・財政状況の公表
- ・例規集(条例・規則等) その他